

告 示

埼玉県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和元年五月二十四日認可した。

令和元年五月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

矢来用水堰土地改良区

二 事務所所在地

東松山市